

町営住宅入居者募集 **被災者枠**

入居条件

東日本大震災により住宅を滅失（流失）した人で、現在、住宅に困っている人。
※台風19号による被災規模が半壊以上で住宅を希望される場合は、以下問い合わせ先までご連絡ください。

募集期間

2月3日(月)～14日(金)
・家賃は、部屋の広さや所得（入居者全員分）で異なります。
・申し込み多数の場合は、抽選となります。
・連帯保証人1人を立てていただきます。

住宅名	部屋番号	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
志津川東復興住宅 ※告知事項あり物件	J棟405号	2DK（集合） ペット飼育可	1戸	1人以上

☎ 建設課公営住宅管理係 ☎46-1377

お忘れでは
ありませんか？

住宅再建補助事業が令和2年度で終了します！

東日本大震災により被災された人に対して、住宅再建などを支援する補助事業が令和2年度で終了します。
住宅再建方法に応じて申請期限などを設定していますので、補助対象となる人で、まだ申請していない場合は、お忘れのないように早めの手続きをお願いします。

住宅再建方法	申請期限	完了報告期限
住宅建設の場合	令和2年3月31日(火)	令和2年12月28日(月)
住宅購入の場合	令和2年9月30日(水)	
移転のみの場合		

※申請前に契約や工事を行うと、補助が受けられなくなります。必ず、契約などの1カ月前に申請をお願いします。
※すでに再建に関わる制度を利用された人は対象外となります。

☎ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

2020年農林業センサスを実施します

2月1日を基準日とし、2020年農林業センサスを実施しています。
農林業センサスは、農林業の実態を明らかにするため、農林業を営んでいる全ての皆さんを対象に行うものです。調査の結果は、国や県・市町村などの農林行政施策の重要なデータとして利用されるほか、農山村地域の整備など、まちづくりに欠かせない資料となります。対象となる人には、調査員が訪問し、調査票の配布を行いますので、ご理解・ご協力の上、ご回答をお願いします。
なお、調査票に記入いただいた内容は、統計法により保護されます。 ☎ 企画課企画情報係 ☎46-1371

家畜や家きんを飼っている皆さんへ

家畜伝染病予防法に基づき、家畜（牛、豚、馬、めん羊、山羊）および家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう）の飼養者は、毎年1回飼養頭羽数および飼養管理状況の報告が義務付けられています。飼養者は、送付された報告様式に記入の上、期限までに提出をお願いします。

報告様式が届いていない人は、農林水産課農林業振興係までご連絡ください。なお、報告書の提出がない場合や不適切な飼養管理が行われている場合は、家畜保健衛生所が行う指導の対象となります。

また、愛玩用として鶏等の家きんを1羽以上飼養している場合も飼養羽数の報告対象となりますので、飼養者の方は次の問い合わせ先までご報告ください。

提出期限 **2月14日(金)** ☎ 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

国民年金だより

公的年金受給者の確定申告

日本年金機構より「令和元年分公的年金に係る源泉徴収票」が1月中旬に送付されます。公的年金を受給している人が確定申告をする場合は令和元年分公的年金の源泉徴収票を忘れずに持参してください。
複数箇所から公的年金を受給していれば、それぞれの公的年金の源泉徴収票が必要です。

障害年金受給者・遺族年金受給者の町県民税の届出

障害年金受給者および遺族年金受給者の人も町県民税の届け出が必要です。
障害年金および遺族年金は非課税所得に分類され、それ自体には税金がかかりません。ただし、町県民税の届け出をしないと未申告者となり、年金が停止するなどの影響がありますので、必ず町県民税の届け出をしましょう。
町から送られる申告案内に障害年金および遺族年金に係る非課税所得がある旨、記入して提出するだけです。忘れずに届け出してください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

【日時】3月11日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】役場1階会議室

※石巻年金事務所（☎0225-22-5115）へ事前予約をしてください。

年金手帳

会計年度任用職員制度が始まります！

会計年度任用職員制度とは

地方公務員法および地方自治法が改正され、現在の臨時・非常勤制度が見直された新たな制度です。

給料（報酬）

給料（報酬）は常勤一般職の給料表を準用し、勤務形態により月額、日額、時間額を定めて支給します。

手当の支給

常勤一般職に準じて通勤手当（費用弁償）を支給するほか、下記1および2の要件を満たし、支給基準日（6月1日および12月1日）に在職している会計年度任用職員には、期末手当が支給されます。

- 1 任期の定めが6か月以上であること
- 2 週の勤務時間が15時間30分以上であること

休暇制度

年次有給休暇のほか、有給・無給の特別休暇が取得できます。

服務規定等の適用

地方公務員法に規定される服務規定が適用となるほか、1か月の条件付採用期間（試用期間）があります。

募集について

2月中旬に、町ホームページなどでの一斉公募を予定しています。

☎ 総務課人事係 ☎46-1370

ガソリンを携行缶で購入される皆さまへ



ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、
消防法で①本人確認（運転免許証の提示など）

②使用目的の確認

をすることが令和2年2月1日より販売店に義務付けられました。詳しくは、総務省消防庁のホームページをご覧ください。

皆様のご理解と
ご協力をお願い
いたします。



☎ 南三陸消防署 ☎46-2677 / 南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222